

【前文】 少子高齢化、疾病構造の変化、平均寿命の延伸等、府民の健康を取り巻く環境変化の中で、府民の健康寿命の延伸、市町村間における健康寿命の差の縮小が求められている。そのため、府民一人一人が健康への関心と理解を深め、若い世代、働く世代、高齢者までライフステージに応じて、生活習慣病の予防等に生涯にわたって主体的に取り組むこと及びその取組を多様な主体の連携、協働により社会全体で支えていく必要がある など

【第一章】 総則…目的、定義、基本理念、各主体の役割等

<p>（第1条） 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくりの推進について、基本理念を定め、府の責務、市町村の協力をはじめ、府民、事業者、保健医療関係者、医療保険者及び健康づくり関係機関等の役割を定める。 ○ 健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、府民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現する。 	<p>（第4条） 府の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法に関する計画、歯科口腔保健の推進に関する法律の基本的事項、食育基本法に関する計画に基づき、健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定・実施、健康づくりへの関心と理解を深めるための機運の醸成 など
<p>（第2条） 定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくり：府民が自らの健康状況に合った健康に関する知識を習得し生活習慣の改善等を行うことにより、主体的に心身の健康の保持及び増進に取り組むこと ○ 事業者：他人を使用して事業を行う者（法人企業の場合、当該法人。個人企業の場合、事業経営主） ○ 保健医療関係者：保健医療の専門的立場から健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供する者 <ul style="list-style-type: none"> 〔 医療機関、保健医療分野の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等）、保健医療分野に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士等） 〕 ○ 医療保険者：健康増進法第6条第1号から第6号及び第10号に掲げる者 <ul style="list-style-type: none"> 〔 全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会等 〕 ○ 健康づくり関係機関等：健康づくりに資する取組を行う教育機関、公的研究機関、地域団体等 <ul style="list-style-type: none"> 〔 学校、健康づくり推進団体（NPO法人等）、健康づくり活動を行う地域団体（社会福祉協議会、自治会等） 〕 	<p>（第5条） 府と市町村の協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進に当たって、市町村と連携・協力 など
<p>（第3条） 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくりは、府民が健康づくりへの関心と理解を深め、健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組まなければならない。 ○ 健康づくりは、多様な主体の連携・協働により、健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組まなければならない。 	<p>（第6条） 府民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりへの継続した取組、特定健診、がん検診、歯科検診の受診、かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師をはじめ、保健師・助産師・看護師・管理栄養士その他保健医療関係者、相談支援機関の活用による自らの心身の状態把握 など
<p>（第7条） 事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者による、従業員に対する健康情報の提供、健康診査の実施その他の健康づくりを推進 など 	<p>（第8条） 保健医療関係者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な保健医療サービスを府民が適宜受けられるよう努める など
<p>（第9条） 医療保険者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の受診しやすい環境整備、特定保健指導の質の向上等の取組 など 	<p>（第10条） 健康づくり関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材、情報、手法等を活用した健康づくりのために必要な取組の推進 など
<p>（第11条） 連携及び協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各主体における連携・協働の推進 ・大阪の地域資源を活かした取組との連携（府内に集積する大学・研究機関、企業や食文化、地域コミュニティ等） など 	

【第二章】 健康づくりの推進に関する施策…大阪府が講じる施策

<p>（第12条） 健康教育等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【健康教育等】 学校・職場・地域における健康教育の促進、年齢・性別・心身の健康状態に応じた健康づくりに関する正しい知識の習得・活用に係る啓発など
<p>（第13条） 食生活の改善、運動等の実践等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【食生活】 朝食をとる習慣の定着、栄養バランスのとれた食事に関する普及啓発、食育の推進など ○【運動・休養】 運動等を定期的に行う習慣の定着、適切な休養・睡眠に関する普及啓発など ○【こころの健康】 こころの健康の保持・増進に関する普及啓発、相談支援など
<p>（第14条） 歯及び口腔の健康の保持及び増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【普及啓発】 歯及び口腔の健康の保持・増進に関する普及啓発など ○【歯及び口腔の健康の保持・増進を通じた生活習慣病の予防】 情報の提供など ○【歯科疾患の予防・早期発見・口腔機能の維持向上】 定期的な歯科検診の受診の意義の普及啓発、受診促進など
<p>（第15条） 喫煙及び過度の飲酒の対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【喫煙・飲酒】 喫煙・受動喫煙・過度の飲酒が与える健康への影響に関する正しい知識の習得・活用に係る啓発など
<p>（第16条） 健康診査等の受診促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【健康診査等】 特定健診、がん検診等の受診促進など ○【保健指導】 保健指導の受診勧奨など

【第三章】 推進の体制及び方策

<p>（第17条） 推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な主体の参画により、健康づくりを推進する会議を組織
<p>（第18条） 顕彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的な活動を行っている事業者・団体等を表彰
<p>（第19条） 年次報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、健康づくりの推進に関する施策の実施状況を評価、公表
<p>（第20条） 調査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施策を推進するための調査・研究を実施
<p>（第21条） 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各主体に対し情報提供を実施